

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)による改正前の船員保険法(以下「改正前船保法」という。)第50条の規定による遺族年金(以下、単に「遺族年金」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 船員保険の被保険者であるA(以下「亡A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したので、請求人はその妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、遺族年金の裁定を請求(以下「本件裁定請求」という。)した。

2 社会保険庁長官から本件裁定請求に係る事務を引き継いだ全国健康保険協会(以下「本件協会」という。)は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「死亡の原因が職務上での転落事故によるものとは認められないため。」として、遺族年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

不服の理由は、次のとおりであると解される。

① 亡Aは、その死亡前日の平成〇年〇月〇日に、船員としての業務に必要不可欠な身体検査の受診、船員免許等の切替、翌朝の出港に備えたa丸(以下「本船」という。)への物資搬入業務に従事しており、その後も、船長としての法令上の担当業務や、b社海運有限会社(以下「b社」という。)による

包括的業務命令に基づき、翌朝の出港に向けた確認業務、船舶看守業務、乗組員の監督等の業務に従事していた。そして、一時的に本船を離れたものの、同日午後11時30分には同業務に復帰するため、帰船を行っており、同帰船中に発生した事故(以下「本件事故」という。)により翌日午前0時ころ死亡したものであるから、本件事故が亡Aの職務行為中、あるいは職務付随行為中に発生したことは明らかであり、同日が休日期間中であり、亡Aに職務遂行性が認められないとした保険者の判断には誤りがある。

② 亡Aは、帰船時には酔酩した様子はなく、行動制御能力の点でも普段の同人と比べて異常はなかったところ、本船と埠頭岸壁の間にはタラップがかけられておらず、亡Aは埠頭岸壁から直接本船に乗り移ろうとして足を滑らせ、海面に落下して死亡したものであるから、本件事故は亡Aの飲酒行為に起因するものではなく、本船に内在する危険が現実化したものであって、職務起因性がある。

第3 問題点

1 改正前船保法第50条は、「被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタルトキハ其ノ遺族ニ対シ遺族年金ヲ支給ス」と規定し、同法第23条第1項は、「遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ範囲ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母及ビ兄弟姉妹ニシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時(失踪ノ宣告ヲ受ケタル被保険者タリシ者ニ在リテハ行方不明ト為リタル当時トス以下第三項、第二十三条ノ三並ニ第二十三条ノ四第一項第二号及第三号ニ於テ同ジ)ノニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス」と規定している。

2 本件において、亡Aが死亡した当時において、同人が船員保険の被保険者であること、及び請求人が亡Aによって生計を維持した配偶者であることは本件資料

から明らかであり、この点についての当事者間の争いはないと認められるところ、保険者は、亡Aの死亡の原因が職務上の転落事故によるものではないとして原処分をしたのに対し、請求人は、前記第2の3に記載したように主張し、原処分の取消しを求めているのであるから、本件の問題点は、亡Aが職務上の事由により死亡したものと認めることができるかどうかである。

第4 事実の認定及び判断

1 本件資料によれば、以下の各事実を認定することができる。

(1) 亡Aは、平成〇年〇月〇日に内航曳船業等を目的とするb社に雇用され、以降、b社が所有する167トン作業船兼曳船である本船の船長として業務を行ってきた。本船は、主に港湾の浚渫工事の際に、泥土等を搭載した自走能力を持たない船等を他の港まで牽引する等の業務の遂行を主目的とした船舶である。本船の乗組員は、船長、機関長、一等航海士及び甲板員の合計4名である。

(2) 平成〇年〇月〇日、本船は、翌日午前9時ごろに〇〇港を出港し、〇〇港から〇〇港までフローターと呼ばれるパイプを牽引する業務を行うため、〇〇市〇区〇〇〇丁目〇番〇〇〇〇〇市設〇〇〇〇〇〇号（以下「本件埠頭」という。）に停泊していた。

(3) 亡Aは、平成〇年〇月〇日に、船員に必要な身体検査をc病院（〇〇市〇〇〇〇〇丁目〇〇-〇〇）で受け、船員免許等の切替手続も同日に行った。亡Aは、平成〇年〇月〇日午後8時ごろ、本船の機関長であったB（以下「B」という。）とともに、離船上陸し、〇〇〇駅付近の店で2時間程度の飲食等を行った。その際の飲酒量は、ビール1本程度と焼酎水割り2杯ないし3杯程度であり、飲食時に仕事の話はなかった。その後、亡AとBは、〇〇〇駅付近の両名の知り合いの店でカラオケをし、11時ごろタクシーで

本件埠頭まで戻った。タクシー料金は1000円程度であった。

(4) 平成〇年〇月〇日午後11時30分ごろ、亡AとBは、本船に乗船しようとした。当時、本船と本件埠頭岸壁との間は、高低差がないフラットな状態であり、タラップは設置されていなかった。亡Aは、普段本船の船員が行っているように、岸壁から本船までの間の数十センチメートルの距離を乗り移ろうとし、左足を本船に乗せ、次いで右足を本船に乗せた際に、足を滑らせ、その反動で顔面を鉄製の手摺りに衝突させ、そのまま本船と岸壁の間から海面に転落した。

(5) その後、即座にBは、本船の甲板員に連絡し、消防に対し亡Aが転落した旨を通報した。平成〇年〇月〇日午前0時ごろ、救急による救助活動が行われたが、亡Aは、海面から引き上げられた時点で既に呼吸が停止した状態であり、搬送先の病院で亡Aに対する蘇生活動が行われたものの、息を吹き返すことはなく、死亡が確認された。

2 本件協会の照会に対し、b社は、①タラップを使用するかどうかは船長の判断によるものである、② 亡AとBが飲みに行き、本船に乗り移る際に滑って転落した、その時、Bは、岸壁から間隔の空いていない所から乗った方がよいと言ったが、亡Aは、大丈夫と言って間隔の空いている所から乗り移った旨Bから報告を受けた、③ 平成〇年〇月〇日の船内待機時刻、集合時刻、作業開始時刻は船長が決めることでb社としては分からない、などと回答した。また、b社は、平成〇年〇月〇日に本船の作業が終了し、後の作業予定が平成〇年〇月〇日昼からの出港のため、その間は休日となっていたと述べている。

3 請求人、再審査請求代理人・C、同・D及び同・E（併せて、以下「請求人ら」という。）は、次のように主張している。

(1) 亡Aは、平成〇年〇月〇日に、前記身体検査・船員免許等の切替手続の

ほか、午後からは、翌日の出港のため、他の乗組員とともに本船への物資（運搬に必要な物資、食料品等）搬入等の準備を行っていたが、これらはb社における本船船長としての業務を行うに必要不可欠な行為であり、かつ、翌日から予定されていたフローター牽引業務を行うために必要不可欠な行為であるから、b社における業務に該当する。したがって、平成〇年〇月〇日が休日期間中であったとするb社の報告は誤りである。

(2) 船長という職務は、法律上及び事実上、各船舶の責任者であり、船長は、船舶が洋上にある場合は当然のこと、港に停泊中であっても、乗船中は、気象の変化や周囲の船舶の動向等に注意し、機関長や航海士、甲板員等他の船員に対する指示命令を行う職務を負っている。そのため、亡Aが本船に乗船中は、船員法に定められた法令上の職務責任を当然に負っており、かかる間は、当然に船長としての担当職務に従事していたと解するべきである。

(3) また、亡Aは、b社から、本船の看守、業務遂行に必要な物資の搬入や航海計画の策定、本船乗組員への具体的指示等を行うことを包括的に委任されていた。かかるb社による包括的業務命令の存在は、b社による前記2の回答に、船内待機時刻、集合時刻、作業開始時刻等のすべてが船長の判断事項であるとされていることから明らかである。平成〇年〇月〇日からの本船によるフローター牽引業務は、〇〇港から〇〇港までの約243マイルをフローターを牽引しながら航行する業務であり、167トンの本船が通常速度である毎時8ノットで航行したとしても30～32時間を要する業務である。そのため、亡Aは、出航前日に、航行並びにフローター牽引業務に必要な物資が搬入されているかについての確認、航路や航行計画の確認、安全に航行するために船舶に異常がないかの

確認及びb社や取引先からの急な予定変更の連絡がないかに備えるため、船内に在船しておくことが必要であった。亡Aは、平成〇年〇月〇日は、翌日の朝に問題なく〇〇港を出港し、フローター牽引業務を遂行するため、船長として本船に宿泊し、上記確認業務、船舶看守業務並びに待機を行っていたものである。

(4) 平成〇年〇月〇日午後〇時ころ、亡Aは、Bとともに離船上陸し、翌日からの業務についての簡易な打合せを兼ねて港付近の店で飲食等を行った。その際、亡Aは、前記のとおり、翌朝からの出航に向けた準備及び待機の職務があったため、ほとんど酒には口を付けなかったし、特に酩酊した様子もなかった。そして、亡Aが一時的に本船から離船し、食事等を行ったとしても、その後に船長としての職務に復帰するために岸壁から本船に乗り移るため本船に足をかけた時点で職務行為あるいは職務付随行為への復帰があったと認められる。

4 審理期日において保険者の代理人は、遺族年金は、被保険者が職務上の事由により死亡したときにその遺族に支給されるが、職務上か否かを判断するに当たって、職務遂行性と職務起因性が認められることが必要である、そして、職務遂行性とは、被保険者が労働契約に基づき船舶所有者の支配下にあることで、亡Aの場合は、就業時間中ではなく、休日期間中であり、船舶所有者からの特別の職務命令があったものとも認められない、また、船舶所有者の特命による職務でなくとも、本来の担当業務を担当する者として当然又は通常行うことが予定されている合理的行為、被保険者の担当職務遂行上の必要行為並びに当該職務に従事する者として職務遂行に際し通常あり得る生理的必要行為・反射的行為については、特に恣意や私的目的で行ったものでない限り、職務遂行性が認められるが、今回のケースでは、当該職務に従事したとい

う形跡が認められず、職務遂行性は認められない、また、職務起因性があると認められるためには、職務遂行性があることが条件であるためこれも認められない、よって職務上の事由により死亡したとは認められないことから不支給としたものである、と陳述した。

- 5 請求人らは、亡Aの本船離船行為及び帰船までの行為に職務遂行性が認められる旨主張していると解されるから、この点について検討すると、平成〇年〇月〇日午後〇時ころからの飲食等の際には仕事の話はなかったとされており、請求人らが主張するような翌日からの業務についての簡易な打合せを兼ねての飲食等であったことを示す具体的なものは本件資料上存しないから、当該飲食等がそうしたものであったとみることはできず、亡Aの本船離船行為及び帰船までの行為に職務遂行性は認められないというべきである。

次に、前記飲食等で一時的な職務離脱があったが、本件埠頭岸壁から本船への乗船行為を開始した時点で職務行為あるいは職務付随行為への復帰があったとの請求人らの主張について検討する。請求人らは、飲食等による本船離船前に、身体検査や船員免許等の切替手続をしたことをもって、亡Aが本船船長としての業務を行うに必要不可欠な行為をした旨主張しているところ、身体検査や船員免許等の切替手続は本船船長としての業務そのものではないから、それをしたからといって直ちに本船船長としての業務遂行性が認定されるものではない。また、請求人らは、亡Aは、翌日の出航に備え、物資の搬入等を行ったとか、航路・航行計画等の確認、本船看守業務及び急な予定変更に着いて、船長として本船に宿泊する必要があったなどと主張するものであるが、167トンと小型の作業船兼曳船で、乗組員も4名と少ない本船において、翌日からの1日強程度の日常的航行に備える準備にさしたる時間・手間等を要するとは考えられず、また、飲酒、カ

ラオケを交え、3時間程度という決して短くはない飲食をし、夜の11時30分過ぎに本船に戻ったとしても、その後に船長としてなすべき緊急かつ具体的な職務があるとは本件資料上うかがえないから、亡A及びBは、単に睡眠を取るために帰船したにすぎないとみるのが相当である。そして、平成〇年〇月〇日が事実上休日であったかどうかは必ずしも判然としないものの、港に停泊中であっても乗船中の場合は船長としての担当職務に従事していたと解するべきであるとの請求人らの主張は、極めて観念的でそのまま採用することはできないことなども総合すれば、本件埠頭岸壁から本船への乗船行為を開始した時点で職務行為あるいは職務付随行為への復帰があったと認めることは困難である。

以上みてきたように、本件事故において、職務遂行性を認定することはできず、職務遂行性を認定できない以上、職務起因性を認定することもできないから、亡Aが職務上の事由により死亡したのではないとし、遺族年金を支給しないとした原処分は適法かつ妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。